

## 推進目標 2 政策の立案・決定の場における女性の参画促進

### ◆現状と課題

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず、政策や方針を決定する場に参画することが重要です。近年、企業や地域社会等において女性の進出は増加しつつありますが、政策・方針等の決定過程等においては、男性主導で行われることもあり、女性の声が十分に反映されているとは言えません。

政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出することは、新しい発想や価値観を生み出し、社会全体を活性化することができます。そのため、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みを少しずつでも変え、能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

■女性委員、町職員における女性管理職の人数と割合

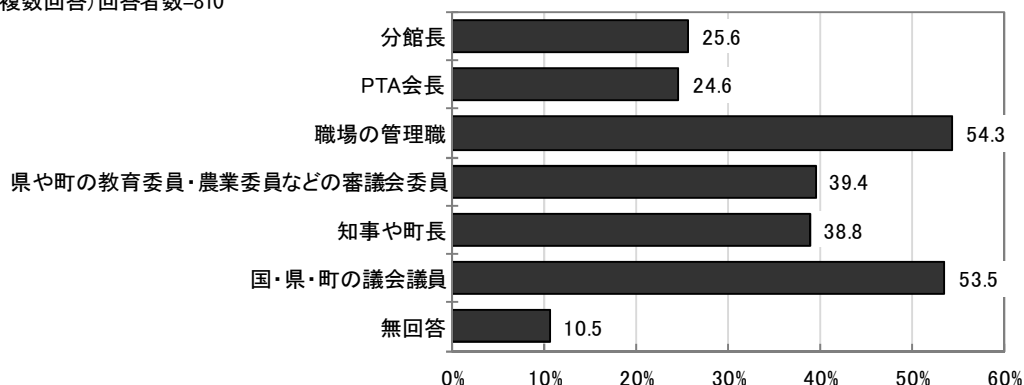
		平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
女性委員	審議会・委員会数 <sup>7</sup>	16	18	19	19
	うち女性委員を含む審議会・委員会数	12	14	16	16
	女性委員を含む審議会・委員会の割合	75.0%	77.8%	84.2%	84.2%
	委員数	172	191	196	211
	うち女性委員数	35	40	47	50
	女性委員の割合	20.3%	20.9%	24.0%	23.7%
町職員における女性管理職	管理職数 <sup>8</sup>	12	13	13	13
	うち女性管理職員数	2	2	2	2
	女性管理職員の割合	16.7%	15.4%	15.4%	15.4%
	うち一般行政職管理職員数	10	11	11	11
	うち一般行政職女性管理職員数	1	1	1	1
	一般行政職女性管理職員の割合	10.0%	9.1%	9.1%	9.1%

<sup>7</sup> 地方自治法第202条の3に基づく審議会と地方自治法第180条の5に基づく委員会の委員数の合計

<sup>8</sup> 課長級以上の職員

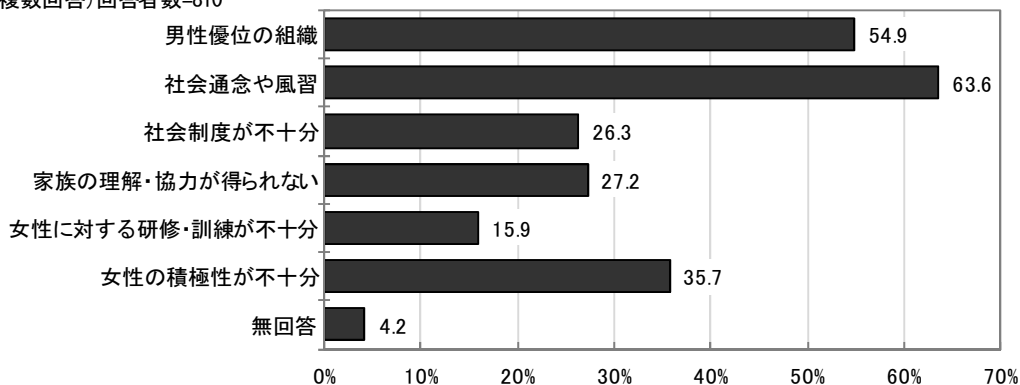
## ■今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職について

(複数回答) 回答者数=810



## ■職場や地域社会において企画や方針決定の場に女性が少ない理由

(複数回答) 回答者数=810



## ◆施策

### (ア) 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画促進

引き続き審議会や委員会の委員募集において公募を実施するとともに、女性委員の参画を推進します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	審議会・委員会委員への女性の参画促進	町の審議会・委員会において女性登用が可能な審議会等には女性委員登用の目標値を決め、女性委員がいない審議会・委員会の解消を目指します。	関係各課
2	各種委員の募集における公募の実施	町の審議会・委員会の委員を募集する際に、広報紙やホームページ等の媒体を用いて委員の募集を行います。	関係各課
3	職員の積極的な登用と施策の推進に効果的な配置	長期的な展望に立ち、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく職員の職域の拡大を進めることにより、効果的な職員の配置に努めます。	総務課

## (イ) 人材育成の推進

町政やまちづくりにさまざまな意見を取り入れることができるよう、多様な人材を育成し、あらゆる場面での女性参画を促進し、その割合を高めるように努めます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	女性の人材育成	町の審議会・委員会における委員となりうる人材を育成するためのセミナー等への参加を促進します。	関係各課
2	女性団体連絡協議会との連携と支援	女性の活躍推進を目的に、女性団体の育成を推進し、組織の活性化を図ります。	企画商工課

